

要望書

令和7年8月

相模原市公共交通網の整備を促進する会

相模原市内の公共交通網の整備推進について

平素から、「相模原市公共交通網の整備を促進する会」の活動につきまして、格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

当会は、道路、鉄道等の早期実現、整備促進に係る要望等により、相模原市内の産業振興と安全・安心な市民生活の確保に向け取組を進めております。

さて、相模原市では、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の開通により、主要都市へのアクセスが飛躍的に向上したことから、物流施設や製造業が立地するなど民間投資が促進し、新たな雇用が創出されているところでございます。加えて、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置、小田急多摩線の延伸及び相模総合補給廠の一部返還地の活用など、広域交流拠点としてのポテンシャルを飛躍的に高める大規模なプロジェクトが動き始め、広域的な交通ネットワークとその周辺整備が進められ、今後、相模原市の更なる産業振興と市民生活の向上が期待されているところでございます。

しかしながら、その一方で、広域交流を支える中央自動車道及び東名高速道路においては、慢性的な渋滞のために地域経済に多大な影響を及ぼしております。また、本市の大動脈である国道16号においても、慢性的な渋滞が生じており、経済活動に支障をきたしております。

人や企業に選ばれる都市をつくるうえで広域的な交流を支える交通体系の確立は、企業立地の促進や市民生活の利便性向上に寄与するとともに、新しい拠点の整備、更には観光振興にも期待できることから、次の事項について特段のご配慮を賜りたく要望いたします。

1. 圏央道のアクセス道路の早期整備

(1) 相模原愛川インターチェンジへのアクセス道路関係

○平成26年5月に都市計画決定をした県道52号(相模原町田)の「県道46号(相模原茅ヶ崎)から都市計画道路古淵麻溝台線までの区間」について、早期に整備を図ること。

(2) 相模原インターチェンジへのアクセス道路関係

○平成22年度に都市計画決定をした津久井広域道路の「串川ひがし地域センターから国道412号までの区間」について、早期に整備を図ること。

○リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅南口周辺地区を結ぶ、利便性や速達性の高い（都）大西大通り線について、リニア開業時には整備が完了するよう取組を進めること。

2. 新道路整備計画の着実な推進

令和3年度に改定された「第2次相模原市新道路整備計画」を着実に推進すること。

(1) 首都圏南西部の広域交流拠点として機能を発揮し、周辺都市との広域的な交流・連携を支えるため、広域幹線道路の整備を推進すること。

- ・津久井広域道路
- ・県道51号（町田厚木）
- ・県道52号（相模原町田）
- ・（都）宮下横山台線 など

(2) 市内の各地域間や新たなまちづくりの拠点を結ぶ幹線道路において、円滑かつ安全で安心な移動の確保や利便性向上を図るため、地域内幹線道路の整備を推進すること。

- ・（都）相原宮下線
- ・（都）相原大沢線
- ・（都）淵野辺駅山王線
- ・県道76号（山北藤野） など

(3) 安全で快適な道路環境をつくるため、交差点改良や歩道整備事業などを推進すること。

- ・工業団地入口交差点
- ・上中ノ原交差点
- ・二本松交差点 など

(4) 次に掲げる市の重要プロジェクトに関連する道路整備を推進すること。

- ・ 橋本駅周辺整備推進事業
 (都) 橋本駅南口駅前通り線 など
- ・ 麻溝台・新磯野地区整備推進事業
 県道507号(相武台相模原) など

3. 高速道路及び指定区間国道の対策

高速道路及び指定区間国道における渋滞解消や安全対策等の改良整備について、国に強く働きかけること。

- ・ 中央自動車道：小仏トンネル付近の上り線及び相模湖付近の下り線の渋滞対策事業の早期完成
- ・ 東名高速道路：海老名ジャンクション・大和トンネル付近の渋滞対策
- ・ 国道16号：「国道16号の効果的な渋滞対策の実施による機能強化」に向けた取組の推進
 「淵野辺交差点から大野台2丁目歩道橋まで」の歩道拡幅
- ・ 国道20号：「緑区藤野地区」の道路改良
 「大垂水～相模湖間の防災機能強化」の推進

4. 必要な財源の確保等

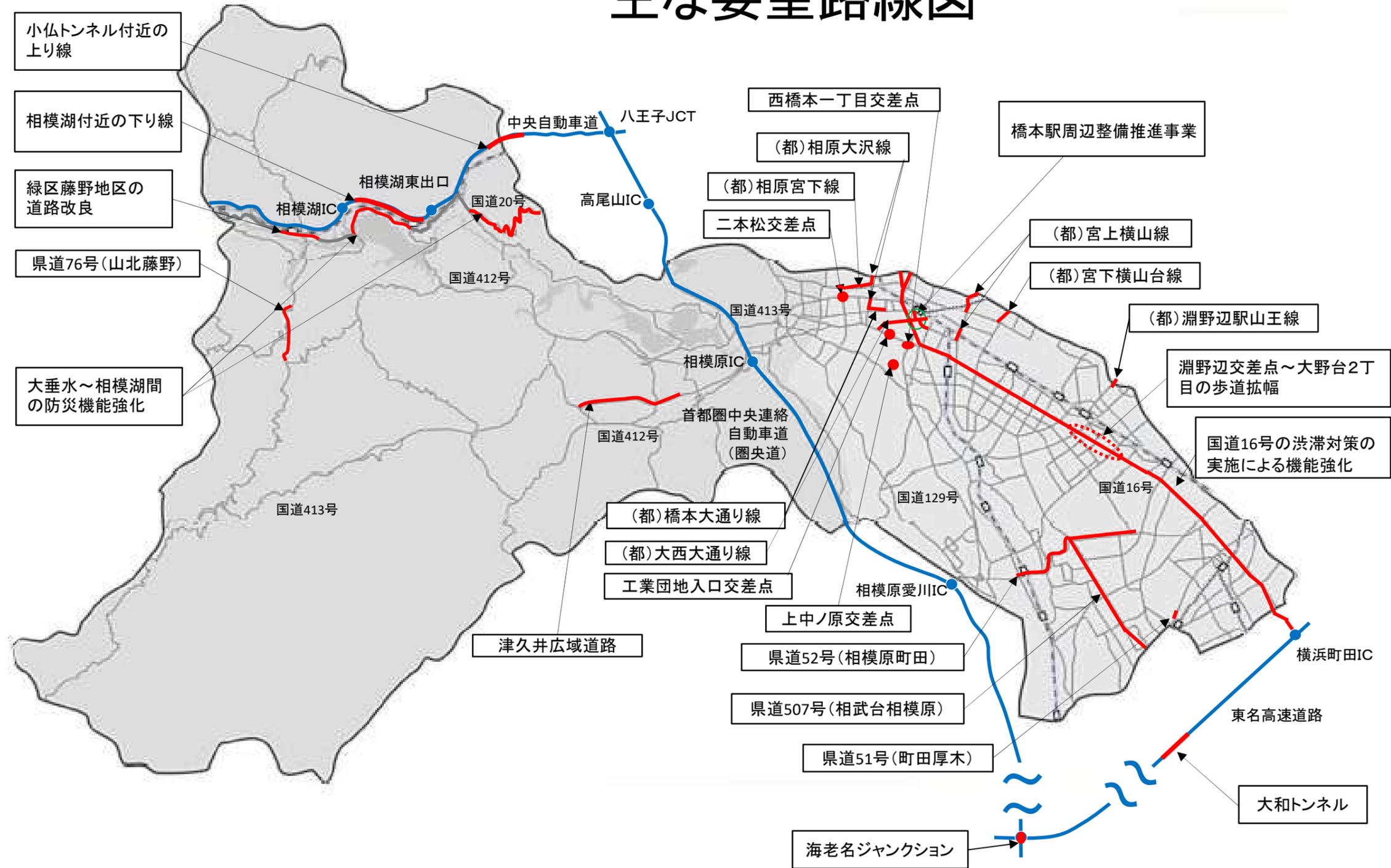
道路整備や交通安全施設等の整備を着実に推進するため、支出の無駄を徹底的に排除し、真に必要な道路整備等が停滞することのないよう令和8年度の公共事業予算を確実に確保すること。また、地域の課題の解消に向けた道路整備を着実に推進するため、必要な財源の確保について、国に強く働きかけること。

令和7年8月6日

相模原市公共交通網の整備を促進する会

会 長 相模原商工会議所会頭 杉 岡 芳 樹

相模原市公共交通網の整備を促進する会 主要要望路線図



添付資料

- 相模原市公共交通網の整備を促進する会 会員名簿
- 相模原市公共交通網の整備を促進する会 設置規約

相模原市公共交通網の整備を促進する会 会員名簿

令和7年8月6日現在

会長	相模原商工会議所	会頭	杉岡芳樹
副会長	一般社団法人 神奈川県トラック協会相模原ブロック	ブロック長	高橋英樹
理事	相模原市自治会連合会	会長	大木 恵
〃	相模原市農業協同組合	専務理事	内山雅之
〃	一般社団法人 神奈川県タクシー協会 相模支部 相模原地区会	会長	大島雄作
〃	連合神奈川相模原地域連合	事務局長	小杉義明
幹事長	相模原商工会議所	専務理事	長谷川 伸
副幹事長	一般社団法人 神奈川県トラック協会相模原ブロック	委員	大山賢二
〃	公益社団法人 相模原青年会議所	理事長	八木貴弘
〃	相模原市自治会連合会	理事	吉田貴亮
〃	相模原市農業協同組合	常務理事	八木明彦
〃	連合神奈川相模原地域連合	副議長	渋谷雄二
委員	公益社団法人 相模原法人会	会長	新倉 裕
〃	一般社団法人 相模原青色申告会	会長	下立昭雄
〃	公益財団法人 相模原市勤労者福祉サービスセンター	理事長	板橋 清
〃	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	会長	笹野章央
〃	津久井商工会	会長	関戸昌邦
〃	相模湖商工会	会長	小川喜平
〃	城山商工会	会長	平栗文夫
〃	藤野商工会	副会長	名久井孝昭
〃	相模原市商店連合会	会長	前山善憲
〃	神奈川つくい農業協同組合	代表理事組合長	中里州克
〃	公益社団法人 津久井青年会議所	理事長	畑野 栄久
〃	公益社団法人 相模原市防災協会	理事長	小川喜平
〃	一般社団法人 相模原市建設業協会	理事	菊永 秀樹
〃	相模原市電設協会	会長	大野 桂
〃	相模原市管工事設備協同組合	理事長	大河原 達
〃	県北管工事協同組合	理事長	田所 裕二
〃	相模原造園協同組合	代表理事	小山 重樹

〃	相模原測量事業協同組合	専務理事	座間 信幸
〃	相模原電気工事協同組合	理事長	佐藤 健一郎
〃	相模原機械金属工業団地協同組合	代表理事	水田 光臣
〃	峡の原工業団地協同組合	代表理事	萩原 隆志
〃	清水原工業団地協同組合	代表理事	早川 正彦
〃	テクノ相模協同組合	代表理事	石川 秀實
〃	グリーンピア田名協議会	会長	高以良 勝義
〃	田名工業団地協同組合	理事長	麻生 敬三
〃	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 相模北支部	支部長	加藤 修
〃	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 相模南支部	支部長	松元 定示
〃	さがみビルメンテナンス協同組合	代表理事	大瀧 博行
〃	神奈川県自動車整備振・商 相模原支部	支部長	岸野 富士雄

相模原市公共交通網の整備を促進する会設置規約

(名 称)

第1条 本会は、相模原市公共交通網の整備を促進する会（以下「促進する会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 促進する会は、相模原市域の道路、鉄道、バス交通、新交通システム、リニア中央新幹線等（以下「公共交通網」という。）の早期実現、整備促進等の建議・要望などを行なうことにより、産業振興の向上と安全・安心な市民生活の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 促進する会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関に対する建議・要望
- (2) 世論の喚起、協力体制の確立
- (3) 実情の調査研究、研修、情報・資料の収集
- (4) その他促進の会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 促進する会は、促進する会の目的に賛同する団体をもって組織し、促進する会に加入しようとする団体は会長の承認を得たものを会員とする。

(役 員)

第5条 促進する会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
理 事	若干名

- 2 役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 会長、副会長及び理事は会員の互選による。

(顧 問)

第6条 促進する会に顧問を置き、会長が委嘱する。

(総 会)

第7条 総会は会長が必要と認めた時随時開催し、促進する会の重要事項を審議決定する。

(幹事会)

第8条 促進する会の活動の企画・運営を行うため、促進する会に幹事会を置き、幹事は会長が委嘱する。

2. 幹事会に、幹事長1名、副幹事長若干名を置く。

3. 幹事長及び副幹事長は幹事の互選による。

4. 幹事会は幹事長が招集する。

(経費)

第9条 促進する会の運営に関し、必要な経費は参加団体の拠出によるほか、補助金、寄付金等によって賄う。

(事業年度)

第10条 促進する会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、平成19年度は平成19年7月12日から平成20年3月31日とする。

(事務局)

第11条 事務局は相模原商工会議所内に置く。

(委任)

第12条 この規約により定めるもののほか、促進する会及び幹事会の運営その他、必要な事項は会長が定める。

附 則

1. この規約は、平成19年7月12日から施行する。

2. 相模原市幹線道路網の整備を促進する会設置規則（平成13年相商工規則第30号）は廃止する。